

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成18年10月12日(2006.10.12)

【公開番号】特開2005-212561(P2005-212561A)

【公開日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【年通号数】公開・登録公報2005-031

【出願番号】特願2004-20108(P2004-20108)

【国際特許分類】

**B 6 0 B 27/00 (2006.01)**

**B 6 0 B 35/18 (2006.01)**

**F 1 6 C 19/18 (2006.01)**

**F 1 6 C 33/60 (2006.01)**

**F 1 6 C 35/063 (2006.01)**

【F I】

B 6 0 B 27/00 B

B 6 0 B 35/18 A

F 1 6 C 19/18

F 1 6 C 33/60

F 1 6 C 35/063

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月24日(2006.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

上述の様に、本実施例の場合も、完成後のかしめ部11cの外周縁の形状を円周方向に関する凹凸形状にしている。又、本実施例の場合には、上記円筒部10bの内周面のうち、上記各凸部25、25に対応する部分の径方向高さを大きくする事により、完成後のかしめ部11cのうち、このかしめ部11cの外周縁の各凸部24a、24aに対応する部分の径方向高さを、同じく各凹部23a、23aに対応する部分の径方向高さよりも十分に大きくしている。更に、本実施例の場合も、上記かしめ部11cのうち、このかしめ部11cの外周縁の各凸部24a、24aに対応する、径方向の高さが大きい部分の、軸方向に関する肉厚を十分に確保できる。即ち、本実施例の場合、上記かしめ部11cを形成する際の塑性変形に伴う、上記円筒部10bの、軸方向に関する肉厚の減少量は、この円筒部10bの内周面の各凸部25、25(上記各凸部24a、24a)に対応する部分で、同じく各凹部26、26(上記各凹部23a、23a)に対応する部分よりも多くなる。但し、塑性変形前の上記円筒部10bの、径方向に関する肉厚は、上記各凸部25、25に対応する部分で上記各凹部26、26に対応する部分よりも大きくなっている。従って、塑性変形前の上記各凸部25、25に対応する部分の、径方向に関する肉厚や、これら各凸部25、25に対応する部分の肉厚の減少量を規制する事により、上記かしめ部11cのうち径方向の高さが大きい部分の、軸方向に関する肉厚を十分に確保できる。

従って、本実施例の場合も、上記かしめ部に関して、上述した実施例1の場合と同様の作用効果を奏する事ができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 5】

- 1、1 a、1 b 車輪支持用ハブユニット
- 2、2 a、2 b、2 c ハブ
- 3 内輪
- 4、4 a 外輪
- 5 転動体
- 6 フランジ
- 7 a、7 b 内輪軌道
- 8 小径段部
- 9 段差面
  
- 1 0、1 0 a ~ 1 0 c 円筒部
- 1 1、1 1 a ~ 1 1 d かしめ部
- 1 2 取付部
- 1 3 a、1 3 b 外輪軌道
- 1 4 軸部材
- 1 5 スプライン孔
- 1 6 面取り部
- 1 7、1 7 a 軸部材
- 1 8 第一領域
- 1 9 第二領域
- 2 0 切り欠き
- 2 1 舌片
- 2 2 かしめ代
- 2 3、2 3 a 凹部
- 2 4、2 4 a 凸部
- 2 5 凸部
- 2 6 凹部